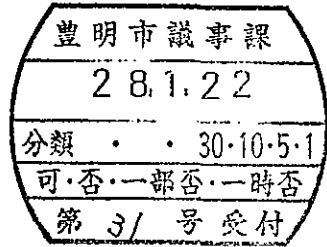


会派行政視察届出書

平成28年 1 月 22日

豊明市議会議長 殿



会派の名称 ひまわり

代表者氏名 三浦桂司

下記のとおり会派の行政視察を実施しますので届出致します。

記

期 間	平成28年 2 月 3 日 ~ 月 日 (泊日)																	
視 察 先 及 び 視 察 事 項	予算審議 a 市会講座 NHK名古屋放送センター																	
参加議員	三浦桂司 毛受明宏 近藤郁子 鶴飼貞雄																	
旅 費 額 (概 算 額)	一 人 当 り	<table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 30%;">交通費</td> <td style="width: 20%;">1,100</td> <td style="width: 10%;">円</td> <td rowspan="5" style="width: 40%; vertical-align: middle; text-align: center;">旅費総額 4, 人分 4,400 円</td> </tr> <tr> <td>日 当</td> <td></td> <td>円</td> </tr> <tr> <td>宿泊料</td> <td></td> <td>円</td> </tr> <tr> <td>その他</td> <td>79,440</td> <td>円</td> </tr> <tr> <td>合 計</td> <td>1,100</td> <td>円</td> </tr> </table>	交通費	1,100	円	旅費総額 4, 人分 4,400 円	日 当		円	宿泊料		円	その他	79,440	円	合 計	1,100	円
交通費	1,100	円	旅費総額 4, 人分 4,400 円															
日 当		円																
宿泊料		円																
その他	79,440	円																
合 計	1,100	円																
備 考	負担金、一人当り 19,440円 × 4 = 77,760円																	

都道府県議会議員
都道府県議会議員
市町村議会議員
市町村議会議員
各会派代表者
議会事務局庶務課長 殿

一般社団法人 日本経営協会
常務理事・中部本部長 大久保 若穂

<名古屋地区>NOMA 行政管理講座のご案内

[平成 28 年 2 月 3 日(水)開催]

地方議員のための

予算審議のポイント 講座

拝啓 時下ますますご清栄のこととお喜び申し上げます。本会事業活動には、平素より格別なご支援・ご協力を賜り厚く御礼申し上げます。

「自治体財政健全化法」の成立により、決算・予算における議会・議員の関わりが明確に規定され、ますます議会の責任が増してきております。そのような中、3月議会は「予算議会」であり、議会での予算審議は大変重要な議案となります。

本講座では、予算審議について、歳出予算、歳入予算、その他債務負担行為など、それぞれの審議のポイントを解説します。その上で、決算情報等を踏まえた予算審議のポイント、財務書類4表の予算審議への活用、行政評価結果を予算審議にどのように取り入れていくかについてもわかりやすく解説いたします。

時節がらご多忙の折とは存じますが、この機会に関係者の方々のご参加をおすすめ申し上げます。

敬具

記

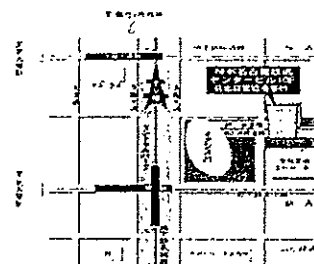
日 時：平成28年2月3日(水) 10:00~16:00

会 場：NHK 名古屋放送センタービル内教室 (名古屋市東区東桜1-13-3)

講 師：関西学院大学専門職大学院 経営戦略研究科 教授 稲沢 克祐 氏

参加料(負担金 1名につき)

	負担金	消費税等	合計
NOMA会員	18,000 円	1,440 円	19,440 円
一 般	20,000 円	1,600 円	21,600 円



【JR-名鉄・近鉄の名古屋駅より】
地下鉄金山線(4分)栄駅より徒歩5分
地下鉄有楽町線(5分)久屋大通駅より徒歩8分
【中部国際空港より】
名鉄(25分)金山駅(乗換)地下鉄名城線(7分)栄駅より徒歩5分
*地下鉄駅からは、地下街、オアシス21経由でNHKビルに直達

申込方法：裏面の申込書に必要事項をご記入の上、FAX等で下記へお申し込みください。
折り返し、「参加券」と「振込口座名を記載した請求書」を、ご派遣責任者宛にお送りします。

- ・電話予約も受け付けております。その他ご不明な点は下記までお問い合わせください。
- ・負担金は原則開催日の3営業日前までにお納めください。経理処理等の都合で遅れる場合は事前にご連絡ください。
- ・ご参加申込のお取消は、開催日の3営業日前までにご連絡ください。
- ・負担金は返却いたしかねますので、ご参加申込の方のご都合が悪くなられた場合は、代理の方にご出席いただきますようお願いいたします。
- ・領収書が必要な場合は裏面をご参考のうえご連絡ください。

キャンセル：お申し込み後、キャンセルされる場合は、必ず事前にご連絡ください。
開催日の3営業日前～前日までのキャンセルは参加料の30%、開催日当日は100%をキャンセル料として申し受けます。
なお、当日までに連絡なくご欠席の場合も、100%のキャンセル料となりますのであらかじめご了承ください。

ご宿泊：本会では宿泊手配(予約)はいたしませんので、直接ホテルへお申込みくださいますようお願いいたします。
ご参考までに会場周辺のホテルを、下記の通りご案内申し上げます。
※ご予約の際に、日本経営協会からの紹介であることをお申し出いただきますと、宿泊料金の割引がございます
※ホテルの宿泊料・割引等は事前にフロントにお確かめください(時期によって変動がございます)

ホテル名	シングル客室料金(ご参考)	交通	ホテル電話
東京第一ホテル錦	11,000 円~13,000 円(15~20%割引有)	地下鉄栄駅より徒歩3分	052-955-1001
ベストウェスタンホテル名古屋	7,000 円~	地下鉄栄駅より徒歩4分	052-263-3411

お問合せ：一般社団法人日本経営協会 中部本部 企画研修グループ(担当:平塚・里見)
お申込先 〒461-0005 名古屋市東区東桜1-13-3 NHK 名古屋放送センタービル 10F

TEL (052)957-4172 FAX (052)952-7418 ※お問合せは、平日の9:15~17:15 をお願いいたします

以上

旅 費 計 算 書					概 算		28 年 1 月 22 日				
					精 算		28 年 2 月 4 日				
決 裁 欄	人 事 担 当 課	課長補佐	担当係長	係	主 管 課	課長	課長補佐	担当係長	係	所 属 課 名	
職 氏 名		議員 三浦桂司 外3名					職 務 の 級				
目 的		地方議員のための予算審議のポイント講座					議員				
出 張 先 (地 名)		NHK名古屋放送センタービル									
出 張 月 日		平成 28年 2月 3日 (水) ~ 平成 28年 2月 3日 (水)						泊 1日			
経 路・運 賃 (旅費計算の起点~終点)		別紙のとおり									
〔過不足が、生じた時は、赤字で訂正のこと〕											
		秘書広報課									
		概 算					精 算 (過不足額無しの時不用)				
経 費	運 賃	1,100円×4人			4,400 円	/					
	宿 泊 料				円						
	日 当				円						
	計				4,400 円						
経費の過不足額		0 円									
経費の過不足が生じた場合の決裁欄		人 事 担 当 課	課長補佐	担当係長	係	主 管 課	課長	課長補佐	担当係長	係	
負 担 金		19,440円×4人					77,760 円				
市以外の補助団体及び補助金額											
備 考		近藤郁子、毛受明宏、鶴飼貞夫									

※ 主管課の決裁欄中、課長補佐が配置されていない場合は、主幹が専決し、主幹又は課長補佐が配置されていない場合は、課長が専決する。

◎ 市役所以外の勤務公署からの旅行又は自宅から目的地へ直行・直帰する場合等は、勤務公署から目的地までの運賃(市役所から目的地までの運賃を上限)を限度額として計算する。

【参考】市役所⇒前後(名鉄バス:180円)、前後⇒金山(名鉄電車:350円)、前後⇒名古屋(名鉄電車:400円)

◎ 通勤定期乗車券が利用できる場合は、その区間の運賃を減額する。

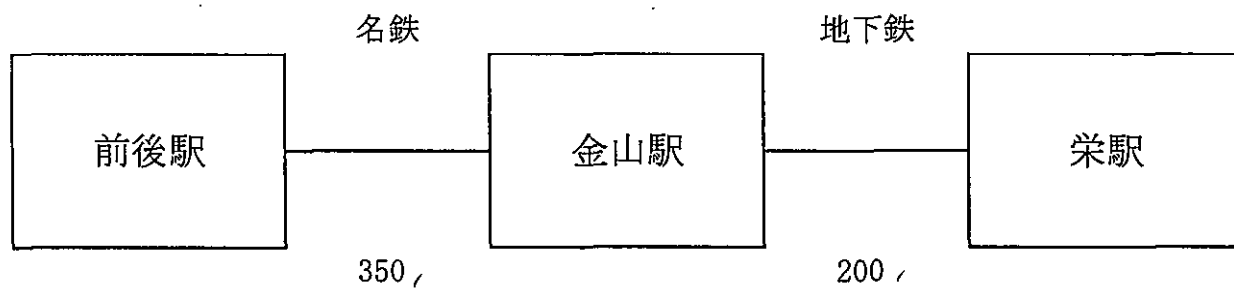
◎ 経路・運賃欄は、旅費計算の起点から終点までの部分のみを記載する。(片道公用車を使用した場合や主催者のバスを利用した場合などは、その状況がわかるように記載する。)

番号

2/4

確認

地方議員のための予算審議のポイント 講座



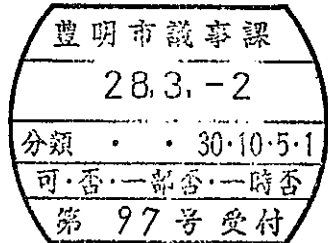
※ 復路同経路

運賃合計 1,100 円

会派行政視察報告書

平成28年3月~~4~~₂日

豊明市議会議長 殿



会派の名称 ひまわり

代表者氏名 三浦 桂司

下記のとおり会派の行政視察を実施したので報告します。

記

期 間	平成28年2月3日～2月3日 (泊日)
視 察 先 及び 視 察 項 目	地方議員のための、予算審議のホスト NHK名古屋放送センタービル10F
参加議員	三浦 桂司 毛受明宏 近藤 郁子 橋本 貞雄
欠席議員	
備 考	

地方議員のための予算審議のポイント講座セミナー

日時: 2月3日(水曜日) 10:00~16:00

場所: NHK名古屋放送センタービル

講師: 関西学院大学専門職大学院 経営戦略研究科教授 稲沢克祐氏

参加: 三浦桂司

自治体の環境変化と予算審議

ストック・サイクル

人口減少と高齢化が進んで、2050年の人口推計が1億人を下回る。ある基礎自治体を例(4市町が合併)に挙げると、全国的に人口が半減する地域が66%に及び、2割が無居住化する。国が最大公約数を示すが、2014年5月、日本創生会議が消滅可能都市を示した。

人口増加策、30年間人口減少することが顕在化した。各自治体は人口増加策を講じても、その効果が表れるのが30年後となる。

ある基礎自治体の例

人口減少の中、公共施設の延床面積は大きく、今後40年間で、1,060億円の更新費用が必要となる。(年間26,5億)

平成17年~21年まで、公共施設関係普通事業費が年間19,9億円だった。

全国的に見ても

建設後50年以上経過する社会資本の割合は、平成18年度を基準にすると道路が8%から4.7%へ、河川管理施設が10%から4.6%へ、下水道管渠2%から1.4%へ、港湾岸壁5%から4.2%へ

建物の老朽化、余剰化。平成の大合併において合併特例債を利用してハコモノを建設。

公共施設は総合管理計画を作り30年間の人口推計をして、議会もマイナスを含む計画を議決した。市民から反対が起きるのを覚悟して、決算審査に向けた行政シートを策定。ベットタウンの町で個人住民税が主たる税収で、上下水道、小中学校、保育所の更新時期となっている。

更新、投資が出来なくとも道路を廃止できず。となると、施設を統廃合するしかない。長寿命化策では橋の補強代金が無ければ、近くに同じような橋があれば橋を撤去するという考えもある。反対は起きるが、そこまで行って、財源をどうすべきかという意識が出る。

議会は、当局の提案権に対して議決権を発揮してストップできるが、全ての公共施設の更新は出来ないため、老朽化・余剰化に対して選別が必要となる。公共施設の統廃合、再編予定している自治体は、全国で1/4しか考えていないのが現状である。28年までに総合管理計画策定を実施。

予算と決算

財政民主主義、予算・決算を連結させるべきである。租税や公債など市民に貨幣的負担を負わせている自治体。前提となる経費支出について、市民のような負担を市民に追ってもらえるのか議会の議決を通じて、承認を得る。

歳入歳出の結果は、決算書という形式文書にして議会の承認を得る
決算は終わったことと捉えず、次年度以降の予算に生かすことが重要で、決算の結果を見て、予算を審議することが大切である。

決算統計、出納で一般会計、決算から予算へ連続性で考える。

決算の流れは会計管理者による決算調整、監査委員による審査・意見、議会による審査・認定、市民に公表する。議会は、歳入歳出決算書、歳入歳出決算事項別明細書、実質収支に関する調書、財産に関する調書、主要施策の報告書から審議する。

予算書は、1月の市長査定を経て、2月初旬には、すでに執行部で決着がついている。議会が予算修正するには、新しい事業の増額修正権は首長の予算提案権に抵触する可能性が大きく、減額修正権しかない。

9月の決算審議で、課題を見つけ出し、政策提案を考える。重要だと思えば、動議も考え12月の時点で提案しないと、時間的に間に合わない。

予算審査のポイント

補正後の平成27年度予算と、28年度予算案との歳出規模・伸び率を総額で比較する。目的別に、前年度との伸び率(減少率)を比較する。

款別比較、民生費は伸び続けるので、枝ぶりを小さくする努力。

項の中での伸び率を比較する。

市長マニフェストは言いつばなしではないか、マニフェストと議会の相違が違う場合の検証。個別計画の実行はどうなっているのか、行動計画(シート)と総合計画が一致しているかを毎年評価しながら、後期計画を立てているか、また個別計画と総合計画の整合性があるか

事業別予算を採用している自治体は、行動評価シートと人件費、高齢者福祉で言えば、介護保険、福祉、民生費の繰出金、特別会計内で完結するのか、システムは総務、施設は民生費・土木にかかわってくる。

事業別予算は、政策課題として重要性の高い事業・施策について、各部に散らばっている時があるので全体像を把握すること。

大規模予算ほど、審議が簡単になっていないか。長期計画に則って実施している整備事業は、金額が大きいわりに、時間がかけれられない傾向にないか、委託料、補助金、負担金については、積算についても確認する。

性質別経費予算審議のポイント(目的別で見がちだが、節別でみる)

人件費、退職金見込み額などの、財源手当てが計画的に行われているか
給与はデフレ時期にある給与水準かどうか、昇給制度を取っているのか、
昇給期間の短縮はないか、高齢職員の昇給の在り方が妥当か。

各種手当、福利厚生は税で賄うものかどうかの選別。

職員研修は人で仕事をしている。当市は後々現れるもので成果が表れにくい部分がある。研修費が削減されていないか。

公債費、扶助費、又は福祉費として少子高齢化の進展から見直しが進んでいるか。

地域福祉計画、老人福祉計画、障がい者計画、次世代支援計画等、個別福祉計画が自治体の基本構想・基本計画との整合性が図られて、年度予算が策定されているか、また個別計画の見直しに基づいた施策の選択・重点化が図られているかどうか。

公共施設の維持管理計画は、施設が老朽化して、人口構造が変化している現状で、耐用年数を把握したうえで、施設の廃止・縮小、複合化への進展を考え、民間施設への代替え、市民・地域への自主管理運営などの改革は進んでいるか。

特別会計への繰出金は、受益者負担の原則による繰出額かどうか。

委託・補助金は従業員への賃金、サービス水準が適正かどうか、各種団体への補助金は地方自治法 232 条 2 の「公益上必要がある場合」かどうか。

財調への積み増し、退職組合へ払うお金が十分か。

将来負担比率算入額は出ているか。

人件費を含む義務的経費の検証と人に投資するという観点から、中途採用など、人に投資するのを投資的経費と考える。

決算統計の分析

歳入として、どのようにお金を集めるか、市として市税など自分で集めて自由に使えるのが地方税、国からもらって自由に使えるのが地方交付税

国からもらって自由に使えない国庫支出金

自主財源、一般財源、依存財源、特定財源

歳出として、どのようにお金を使うのか

目的別: 総務費、民生費～教育費、公債費(借金返済)

・1番は民生費→土木費→総務費→公債費の順

性質別: 人件費、扶助費、公債費、普通建設事業費

・1番は普通事業費→人件費→公債費→物件費

財政分析 形式収入＝歳入決算額－歳出決算額

当該年度中に収入された現金と支出された現金(前年度からの繰越金を含み、繰上充用金を除く)の差額。

赤字の場合は繰上充用

国庫支出金が年度内に収入できなかった時や予定額を下回った時

地方債が予定額だけ借り入れできなかった時や年度内に借り入れができなかった時

地方税が景気変動になどにより、予定通り収入できなかった時

量出制入と量入制出

経済活動の貨幣的な表現である予算は、量出制入を原則としている。

量出制入とは、「出るを量って入るを制す」こと、つまり、支出に応じて収入が確定されることを意味している。財政とは公的な需要、社会のニーズを充足するための存在であるから、まず、財政民主主義の原則のもとでこれらのニーズを確定する必要がある。

収入の範囲内で支出をまかなう「量入制出」原則と異なり、行政は強制力と高い信用力を持っている。議会で決定された公的ニーズを租税の強制徴収と公債による低利の資金調達によって充足するのである。

財務省の財政健全化は伝統的に「量入制出」原則で行われている。

実質収支＝形式収支－翌年度に繰り越すべき財源(事業執行・繰越明許)

発生主義の要素を加味、

実質収支が黒字の考えは

後年度の財政調整に必要な範囲にとどめ、地方債の繰上げ償還に活用、年度間の財政調整を図る。

形式収支が黒字で実質収支が赤字の場合⇒事故繰越(予算成立後の事情により年度内に完了しなくなった場合に翌年度に予算を繰越す制度)の理由
実質収支が黒字の場合、標準財政規模に対して実質収支比率 3%～5%が妥当である。

単年度収支＝当該年度の実質収支－前年度の実質収支

歳計余剰金の処分として基金繰り入れ額を除いた額は繰越金として当該年度に歳入されて、当該年度の実質収支を増加させる。

実質単年度収支＝単年度収支プラス実質的な黒字要素－実質的な赤字要素

実質的な黒字要素： 財政調整基金積立額、地方債繰上げ償還額

実質的な赤字要素： 財政調整基金取り崩し額

経常収支比率、数字が低いほど弾力性があり、高いほど膠着状況が進んでいる。

臨時財政対策債は、地方交付税が不足する場合に、国だけが借金をして対応するのではなく、その不足分の半分を地方が借金として負わされるもの

という事です。地方交付税として帰ってくるという考えもあり借金を続けても、国の財政が厳しいので、交付税として帰ってこない可能性もあります。総合計画にあっても、やるものと、やらないもの、計画は実行するものだが、予算を考える。

歳入状況の比較では、地方税、地方譲与税、利子割交付金、配当割交付金、地方消費税交付金、自動車所得税交付金、地方交付税等々と決算額、類似団体比較、決算額構成比で対比する。

歳出状況比較では、人件費、物件費、維持補修費、扶助費、公債費、元利償還費、投資的経費、普通建設事業費、等々と決算額、類似団体比較、決算額構成比で対比する。

類似団体比較カードは財政課、決算カードはダウンロードできる。

財政健全化法と予算審議

旧法と新法の違い

自主的な改善努力による財政健全化を促す「早期健全化団体」を設置
公営企業にも早期健全化の措置、一般会計の収支の指標「実質赤字比率」に加えて、公営事業会計の収支を連結させた「実質赤字比率」一部事務組合を加えた公債費の状況を判断する「実質公債費比率」を加えた。

また、一般会計、公営事業会計、一部事務組合、独立行政法人、第3セクターなどの負債ストックを判断する指標の「将来負担比率」を加えた。

実質赤字比率

繰上げ充用額+(支払い繰延額+事業繰越額)

標準財政規模

★早期健全化基準: 都道府県 3,75%、政令市 500億以上 11,25%

標準財政規模 500~200億の市 12,5%、200億未満の市町村 15%

★再生基準 財政健全化施行令と同じ基準 県 5%、市町村 20%

連結赤字比率

(A+B)-(C+D) -

標準財政規模

A:一般会計及び公営企業以外の特別会計のうち、実質赤字を生じた合計

B:公営企業の特別会計のうち、資金の不足を生じた不足額の合計

C:一般会計及び以外の特別会計のうち、実質黒字を生じた黒字の合計

D:公営企業の特別会計のうち、余剰額を生じた資金の合計

実質公債費比率 3か年平均

(元利償還金+準元利償還金)-(特定財源+元利償還金・財政需要額算入額)

標準財政規模-元利償還金・に係る基準財政需要額算入額

一般会計が負担する元利償還金・準元利償還金の標準財政規模の対比
準元利償還金とは(1~5の合計額)

- 1、 満期一括償還地方債について、償還期間を30年とする元金均等した場合、1年当たりの元金償還相当額
- 2、 一般会計などから一般会計等以外の特別会計への繰出金のうち公営事業債の償還に充てたと認められるもの
- 3、 組合や地方開発団体への負担金・補助金のうち、組合等が起こした地方債の償還の財源に充てられたもの
- 4、 債務負担行為に基づく支出のうち公債費に準ずるもの
- 5、 一時借入金の利子

地方債発行についての規定

・18%未満: 地方債発行について、総務大臣と県知事の合意で原則自由に発行

・18%以上 25%未満: 地方債発行について許可制となり「公債費負担適正化計画」の提出義務

・25%以上 35%未満: 一般単独事業債と公共用地方先行取得事業債の制限

・35%以上: 一般公共事業債にも制限

自治体財政健全化法における早期健全化基準は

早期健全化基準: 県・政令市 400%

再生基準 : 市町村 350%

貯金は多いが借金も多いより、貯金は少ないが借金も少ないほうが、弾力性がなく、危険であり、財調もある程度必要である。

財政健全化法で求められる議員の役割

健全化団体: 4指標の整備の徹底、算定について、監査委員の審査に付し議会に対して公表。

健全化団体: 財政健全化計画の策定と議会の議決、外部監査の義務付け実施状況を毎年度議会報告・公表、早期健全化が困難の場合、総務大臣・知事が勧告

再生団体: 財政健全化計画の策定と議会の議決、外部監査の義務付け、財政再生計画は、総務大臣と協議同意、同意なき場合、災害復旧事業を除き地方債の起債制限。同意の場合収支不足額を振り返るため特例債の起債が認められるが、財政運営が計画に適合しない場合、予算変更を勧告

夕張市の場合、国が介入、グリーンカードを切られて、6学校か1校へ、

【地方議員のための予算審議のポイント】NOMA(中部本部)行政管理講座

■講師 関西学院大学専門職大学院 経営戦略研究科 教授 稲沢克祐氏

略歴 1959 年群馬県生まれ 東北大学卒業・東北大学大学院中退

群馬県財政課等勤務の後、現職

外務省政策評価アドバイザー他、公職多数 多治見市、秩父市他自治体アドバイザー

第 1 部 自治体の環境変化と予算審議

1. ストックサイクル (ヒト、モノ、カネ) の変化

少子化・高齢化・人口減少：今をどうするか、どう課題にするか

例えば、人口減少は一度始まると 30 年間は回復は難しいが、30 年後に向けて今から対策すべき。

・その他に施設の耐用年数は、40 年程度経過すると更新投資が必須。前倒して長期化を目指すにもそれにかかる経費は、豊明市でも年間数億円と見込まれる。

→現有施設を手放すことも視野に入れ、決断しなくてはならないだろう。利用している市民にとっては、マイナスだとしても、市全体的に考えるといつまでも保持することもマイナス。

※今後の自治体は、維持管理費を減額していかなければ立ち行かなくなる。議会も予算審議では、大規模予算(長期事業計画)ほど簡単な審議になりがち。首長のマニフェストであったとしても、予算と歳出の関係を確認して計画を止める決断の必要。

※公共施設については、削減は市民感情的にも難しいが、原点に戻ってその施設の目的を再考し、統廃合等再編成を実施するか否か決定しなくてはならない。

2. 予算と決算 …連結させるべき 「決算の結果を見て、予算を審議する」

・決算時には、行政評価シートにて主要施策の行政評価を審査すべきで予算はその評価を基に審議する。

・歳出予算を事業別にみると、特に人件費計上で、どの事業に人手がいるかもわかる。分散して歳出予算計上されている場合もあるので集計資料で全体像を把握することも必要。

・調査費は少額であっても、事業が始まると大規模な予算が必要になる場合が多い。将来負担も確認要。

・性質別経費：人件費は、投資的経費とみる

公債費、扶助費・福祉費は、人口構成を見る

委託料・補助金は、積算を確認する。各種団体への補助金は、公益上必要がある場合に。

公共施設の維持管理費は、稼働率だけでなく、目的に沿って有効利用されているか。

3. 決算統計の分析 …予算がない→財源確保は必須でネーミングライズ等積極的に収入を増やすべき。

※財源確保を行わない場合、不足は住民の負担になる。

※歳入…どのように、お金が集まるか

※歳出…どのように、お金を使うか

※予算の付け方：官・事業を決めてから入をつける。民・逆

※実質収支比率と実質単年度収支比率を比較すると赤字が始まった時期が確認できる。

予算取り崩しも収入になり赤字にならないが、本当は不足していることを考えると赤字のはず。

※経常収支比率で、弾力性の分析をして、どれだけ機敏に対応できるか、硬化の進み具合も分析する。

※予算審議に必要な資料：①決算カード ②財政状況資料集 ③類似団多比較カード

第2部 財政健全化と予算審議

1. 健全化を目指しておきながら、悪化するような予算を通すのは矛盾している。

※「夕張みたいになる」はない。夕張は不当な行政経営の果て(普通会計の良し悪しで判断)→レッド
現在の自治体はほとんどがグリーン。但しイエローになりうることも視野に入れることが重要。

※将来負担比率＝ストックの指標

①借金ほどほど預金ほどほど：②借金も多いが預金も多い＝①のほうが危ないのは資金繰りができない

2. 健全化判断：表裏で評価は下より影響は逆にもなる。

例えば、国保特会は繰り入れと減するためには、国保税を Up→徴収率は下がる。

第3部 新地方公会計改革と予算審議（フローの概念）

・行政改革推進法 第62条

※将来バランスシート・行政コスト計算書の作成の必要性理解

第4部 行政評価と予算審議

※行政評価には、情報が必要（行政評価シートがあるか）

※改善調書と自然増減予算を合わせたものが、予算要求書の概要になる。

※事務事業評価票で、対象、手段、意図（成果、指標）を明確にする。

需要（問題）に対して、公的関与が必要か？投入か？、市が行う決定をしたら、目的になる。

■ 予算決算は（常任）委員会にすべき、切れ目なしに審議できる。通年で審議できる。

豊明市の予算審議

例えば H27 年度に前年度（H26）の決算を9月議会で行う。年度末3月議会で H28 年度の予算を審議する。決算審査と予算審議は連結して、行政評価の上に翌年の予算（事業）を審議するのがベストであることをこの研修で再認識することになった。一度始めたら、なかなか引き返せないことが大半なことも、毎年、様々な角度から見て、市民負担を考えると、引き返すことも必要である。

今年度の予算審議は、豊明市の存続を目指して、アセット事業や活性化事業が盛り込まれることは必至であるが、この二つが豊明市の重要課題であって、また相反することになることも考えられる。

その際、議会として必要なことは、ストックサイクルを基にして、目的を明確にし、本当に必要な事業であるか、それが効果的であるか、今後も継続する必要があるか等、全て目標だけの審議でなく、今までの評価を確認し、より効果的であることとそうでないことを、勇気をもって決断し、取りやめること、引き返すことも議会の役目である。数字でもって客観的に判断しなくてはならない。財源不足をそのままに事業を行うことは、住民の負担を増価させること、単年度会計で赤字の概念が見えにくいこともあるが、様々な資料を基に豊明市の財政状況を把握する。当局にある資料をもって当局と切磋琢磨しながら、より良い行政経営が行われるように審議していきたい。お金の使い方、財源が少なくても、必要なこと、それが除却経費（取り壊し費用）であっても借金しても経費を計上すべき（総務省）とある。公共施設、その用地がいつも効果的に活用される、活用するためには放置することは得策でないということだと考える。今までの事業を継続することだけでは、自治体の活性化はあり得ない。資料作りもすべて明らかにできることを目標に始めることが必要。

今回の予算審議は、この研修で得た知識とテキストを片手に進めていきたい。

予算審議のポイントについて

平成 28 年 2 月 3 日

場所 NHK 名古屋放送センタービル内教室

講師 稲沢克祐（関西学院大学専門職大学院経営戦略研究科教授）

「予算新語のポイント」

- ・平成 27 年度予算と平成 28 年度予算案との歳出規模・伸び率を比較する。さらに目的別款別に前年度伸び率を比較し平成 28 年度予算案の枝ぶりを見る。
- ・首長マニフェストと予算案との関係を確認する。何から実行されるのか？
- ・計画と予算案との関係を確認し、計画の実行性はどうか？確認する。
- ・歳出予算を事業別に見て、特に人件費計上は各事業ごとの予算案には計上されていないため、どの程度の手が必要なのか確認する。
- ・大規模予算ほど審議が簡単になっていないか、長期計画を実行しているような整備事業は金額が大きい割には時間が掛けられていないケースがあるので注意
- ・調査・基本構想などの名称は、施策の実行段階で将来の負担が大きくなる可能性があるにもかかわらず、当該名称での予算額は小さいので、注意して将来負担についても審議する。
- ・委託料・補助金・負担金については、積算についても確認した方がよい。

「性質別経費から見た予算審議のポイント」

- ・人件費⇒給与
デフレ期にある給与水準は？
昇給制度について、特別昇給、昇給期間の短縮など、妥当か？
高齢職員に対する昇給のあり方が妥当か？
- ・各種手当
各種手当の見直しについて、どの程度行われているか？
- ・福利厚生費
互助組織への公費支給が行われていないか？その場合、税で賄うものなのか？
- ・職員研修会
成果が現れにくいという理由で職員年収比が一方向的に削減されていないか？
- ・公債費の規模は適正か？
- ・福祉施策全体について、少子高齢の現実からの見直しが進んでいるか？
- ・地域福祉計画、老人保健福祉計画、障がい者計画、次世代支援計画などの個別福祉計画が自治体の基本理念・基本計画（実施計画）と整合性が図られ、その上で年度予算が策定されようとしているか？個別計画の見直しに基づいた施策の選択・重点化が図られているか？

- ・委託料に含まれる従業員賃金、サービス水準などが適正化？
- ・各種団体に対する補助金は公益上必要ある場合(地方自治法 232 条の 2)
- ・施設が老朽化し、かつ人口構造は変化している現状において、施設の廃止・縮小・機能転換(多目的複合化)、民間施設での代替、市民・地域団体の自主管理運営など可能な限り改革を進めようとしているか？
- ・施設の対応年数を把握して上での対策を講じているか？
- ・特別会計への繰出金は受益者負担原則に基づく繰出額か？

※当市においても新市長新年度予算の審査が近づいております。特に将来性を考えて予算組みされているかどうか審査に集中します。

毛受明宏

地方議員のための予算審議のポイント

提出者 鵜飼 貞雄

日時：平成28年2月3日(水曜日) 10:00～16:00

場所：NHK名古屋放送センタービル

主催：一般社団法人 日本経営協会

講師：関西学院大学専門職大学院 経営戦略研究科 教授 稲沢克祐氏

第1部 自治体の環境変化と予算審議

ストック・サイクル（ヒト・モノ・カネ）の変化

人口減少、高齢化が進み2050年には人口推計が1億人を下回る。

人口は一度減少すると、30年間回復はしない。また、人口増加の政策は30年経たなければ実を結ばない。人口増加策は先を見据えて対応しなければならない。

ある基礎的自治体を例にすると、今後40年間で1060億円の更新費用が必要になる。

単学級や部活が成立しない学校もあり、2/3の学校が不要に。

秩父市では市民にとってはサービス面にてマイナスとなるが、現有の施設30%を手放す事を議決した。

今後、自治体としてどこに力を入れるかがカギとなる。

予算と決算

予算と決算は関係性を持ち、必ず連結させ考える必要がある。つまり、9月の決算は翌年3月の予算に臨む姿勢で取り組む。また、負担を市民に追ってもらえるか、議会の議決を通じ承認を得る。

予算は執行部に対する事前統制で議決が必要となる。決算は事後評価として見る。

予算書は、2月初旬には執行部で決着がついている。議会が予算修正するには、新しい事業の予算提案権に抵触する。よって減額修正しかない。

予算審議のポイント

今後、土木費は上下するが、民生費は伸び続ける。そのため枝ぶりを小さ

くする努力が必要。

行動計画と総合計画が一致しているかを毎年評価し、後期計画を立てているか確認。

パーキンソンの法則として、予算額が大きいほど審議時間が短く、小さいほど審議時間は長くなる傾向にある。

調査費は、事業を行う事を前提としているため、結果的に高額な出費に繋がらないか判断するべき。

性質別経費から見た予算審議のポイント

人件費は投資経費として見るべき。

各種手当については、福利厚生は税で賄うべきなのか。

職員研修は後々成果が現れるもので、研修費が削減されていないか確認。

公共施設の維持管理計画は、施設の老朽化が進み、耐用年数を把握したうえで、施設の廃止・縮小、民間施設への代替などの改革は進んでいるか。

特別会計への繰出金は、受益者負担の原則による繰出かどうか。

決算統計の分析

予算は、量出制入を原則としている。量出制入とは、「出るを量って入るを制す」を意味する。つまり、支出に応じ収入が確定される。

一般企業等の収入の範囲内で支出を計る「量入制出」と異なり、行政は強制力と高い信用力を持っている。

実質収支とは、形式収支－翌年度に繰り越すべき財源

単年度収支とは、当該年度の実質収支－前年度の実質収支

経常収支比率は、数字が低いほど弾力性がある。

類似団体比較カードや、決算カードを基に予算書を見るべき。

第2部 財政健全化法と予算審議

現在、健全化団体となる自治体は0である。夕張市を除く全ての自治体は健全団体である。しかし、国が関与する必要が無いだけで、健全な状態とは言えないのが現状である。

再生団体となる夕張市の場合、国が介入し、6学校から1校へ。また、市民税増税を実施した。

議員には財政分析を求められていて、議会と監査委員を協調する。

財政健全化法は、一度目を通す必要がある。

実質赤字比率、連結実質赤字比率、実質公債費比率、将来負担比率の4指標からなる健全化判断比率は密接に関連している。

基準モデル、ストック情報・フロー情報を公正価格で把握。

総務省改正モデル、売却可能資産を始め固定資産情報について、公正価格で把握して、普通会計の決算統計をもとに作成。

有形固定資産は、売却できるものは売却する。

予算に対し、早期健全化団体の議員になったつもりで臨むべきである。

行政評価シートは改善点を予算に反映させる事ができる。決算後の予算を考えた質問に繋げるため、議会独自に評価シートを作るべきである。

バランスシートでは、世代間の負担の衡平に努めるべき。つまり、借金残高を減らさないと、税収入が減る後世に負担がかかってしまう。

臨時損益の投資損失は第三セクターの経営悪化などによる出資が無いか確認するべき。

多治見市のように、財政健全化条例において、中期の財政健全化計画に臨む自治体もある。

効率性のうち、「経済性・手法の妥当性」は次のような図式になる。

需要(必要性)⇒投入(効率性)⇒活動・結果(有効性)⇒成果(有効性)⇒施策の目的となる。

人やお金がどのように投入され、行政がどのように活動したか。事業の内容や事業の実績が成果につながったか。

今後、行政の仕事により地域の状態や住民生活の質がどのように変わるのか。

それを大きく左右するのが予算であり、議員として予算に向き合う際に自覚と責任を持って臨むべきだと思います。